

平成 27 年 12 月 25 日

各 位

管理会社名 農林中金全共連アセットマネジメント株式会社
(管理会社コード 15954)
代表者名 代表取締役社長 吉田 一生
問合せ先 企画部 業務企画グループ 田原 輝行
(TEL. 03-5210-8779)

投資信託約款変更のお知らせ

「NZAM 上場投信 TOPIX Ex-Financials」に係る投資信託約款の変更について、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

【投資信託約款に係る上場 ETF の名称】

追加型証券投資信託 NZAM 上場投信 TOPIX Ex-Financials (証券コード：1596)

【変更の内容・理由】

- ① 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の運用開始に伴い、投資信託約款に所要の変更を行います。
- ② 一部解約の請求の禁止について、書面決議において重大な約款の変更等に反対した受益者より受益者が買い取った受益権を除く旨を定め、投資信託約款に所要の整備を行います。

【変更と書面決議の手続き等】

重大な約款変更には該当しないため、書面決議は行いません。

【変更の日程】

平成 27 年 12 月 25 日 内閣総理大臣への届出日
平成 28 年 1 月 1 日 変更日

【投資信託約款の変更に係る新旧対照表】

追加型証券投資信託 NZAM 上場投信 TOPIX Ex-Financials

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
<p>(受益者名簿の作成と名義登録)</p> <p>第 16 条 受託者は、この信託に係る受益者名簿を作成し、第 6 条の受益者について、その<u>氏名または名称、住所および個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいいます。以下同じ。）または法人番号（同条第 15 項に規定する法人番号をいいます。以下同じ。）（個人番号または法人番号を有しない者にあつては、氏名または名称および住所とします。次項において同じ。）</u>その他受託者が定める事項を、受益者名簿に名義登録するものとします。</p> <p>② 受託者は、計算期間終了日において、社振法等関係法令、<u>諸規則等に基づき、振替機関より通知を受けた受益権の帰属者を振替機関等の振替口座簿に記載または記録された受益権に係る受益者として、その氏名または名称、住所および個人番号または法人番号</u>その他受託者の定める事項を受益者名簿に登録するものとします。なお、受託者は他の証券代行会社等、受託者が適当と認める者と委託契約を締結し、受益者名簿の作成および受益者名簿への名義登録を委託することができます。</p> <p>③～④（略）</p>	<p>(受益者名簿の作成と名義登録)</p> <p>第 16 条 受託者は、この信託に係る受益者名簿を作成し、第 6 条の受益者について、その<u>氏名または名称および住所</u>その他受託者が定める事項を、受益者名簿に名義登録するものとします。</p> <p>② 受託者は、計算期間終了日において、社振法等関係法令、<u>諸規則等に基づき振替機関より通知を受けた受益権の帰属者を、振替機関等の振替口座簿に記載または記録された受益権に係る受益者として、その氏名または名称および住所</u>その他受託者の定める事項を受益者名簿に登録するものとします。なお、受託者は他の証券代行会社等、受託者が適当と認める者と委託契約を締結し、受益者名簿の作成および受益者名簿への名義登録を委託することができます。</p> <p>③～④（略）</p>
<p>(信託契約の一部解約の請求の禁止)</p> <p>第 44 条 受益者は、自己に帰属する受益権（<u>第 52 条の規定に基づき、受託者が書面決議において重大な約款の変更等に反対した受益者からの請求により買い取った受益権を除きます。</u>）につき、信託期間中において、この信託の一部解約の実行を請求することはできません。</p>	<p>(信託契約の一部解約の請求の禁止)</p> <p>第 44 条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、信託期間中において、この信託の一部解約の実行を請求することはできません。</p>

以上